

# 三重県

# 三重県における性犯罪・性暴力被害者等支援体制



## 性犯罪・性暴力被害者への支援における連携・協力に関する四者協定

### 三重県

#### みえ性暴力被害者支援センター よりこ（委託）

相談

専用回線

女性の相談員

性犯罪や性暴力被害の専門的な相談対応を行う女性相談員を配置して、安心して相談できる電話相談窓口を設け、医療機関の紹介や付添い、面接相談等、被害者の希望に応じた対応を行う。

医療機関の紹介

初期産婦人科的処置（性感染症検査、緊急避妊等）の公費支出（警察の制度によるものを除く）や、必要に応じた精神科医の紹介を行う。

相談員等による  
面接相談

必要に応じて面接相談、カウンセリングを行う。（原則、予約制）

弁護士による  
法律相談

被害者のニーズに応じ、弁護士による司法相談などの支援を行う。（予約制、条件あり）

付添い支援

被害者のニーズや状況に応じ、警察や病院、関係機関等への付き添いを行う。

### 連携（相談センターを中心とした連携型）

- 連携病院等（産婦人科・精神科等）**  
・医療的支援（性犯罪・性暴力被害者に配慮した対応）
- 三重県警察**  
・被害届の受理、警察の制度による公費支出等
- 公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター**  
・犯罪による被害相談のあった案件について、本人の希望に応じた支援
- 児童相談所**  
・児童虐待（性的虐待）に関する相談に対応
- 女性相談所**  
・売春防止法及びDV防止法に基づく被害者の相談対応や支援を実施
- 人権センター**  
・人権問題に関する相談に対応
- 三重県男女共同参画センター フレッシュみえ**  
・男女がともに自分らしく生きていくため、さまざまな悩みについての相談に対応
- 国、市町など**  
・法テラス（民事法律扶助等）、福祉関係機関、女性相談員との連携など

【課題】

- みえ性暴力被害者支援センター よりこ の体制強化
- 相談員の更なるスキルアップ
- 県民一人ひとりのよりのよりに対する認知度の向上と支援の必要性等への深い理解

- 相談支援機能の拡充・強化
- ★ 相談員の対応力向上のための講座の受講
- ★ 相談員のスキルアップ研修

- 被害者支援体制の構築・強化
- ★ 地域連携・二次被害防止のためのセミナー
- ◇ 性犯罪・性暴力被害者支援事業にかかわる連携機関会議の開催

- 広報啓発の推進・強化
- ★ 映画館におけるサンプリングによる広報
- ★ 広報用ティッシュを活用した幅広い広報
- ◇ 県立、私立高等学校への広報カードの配布
- ◇ ショッピングセンター、コンビニにおけるポスター掲示
- ★ 性犯罪被害者等への対応方法等に関する出前講座
- ◇ 近鉄車両ドア広告及び時刻表広告

★＝内閣府モデル事業

## 1. 実施前の課題

三重県では平成27年6月に「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」（以下、「よりこ」という）を開設し、同年11月には教職員、医療関係者を対象に「寄り添う心 よりこフォーラム」を開催し、多くの方から「よりこ」の必要性、重要性について理解を得ることができた。このように理解を得て構築した「よりこ」へ繋がる体制を更に強化し、性暴力等の被害に遭われた方が、相談する上で二次被害等を受けない適切な対応ができる体制へと進化させるため、特に性暴力被害に遭いやすい年齢層である20歳未満の子どもと接する機会の多い方を対象に、被害に遭った子どもに二次被害を受けさせない関わり方等を学ぶセミナーを開催し、適切な相談支援機能の構築・強化を図る必要がある。

## 2. 実施による成果目標

性暴力被害等に遭いやすい年齢層である20歳未満の子どもと接する機会の多い方を対象に、性暴力被害等にあつた子どもとの関わり方等をロールプレイやディスカッションを通して実践的に学び、被害者等に二次被害等を受けさせずに「よりこ」へ繋がる支援体制を構築・強化する。

## 3. 実施結果

### (1) 開催日、参加人数

11月12日（土）13:30～15:30 参加者55名（うち8名は主催関係者）

### (2) 開催場所

三重県津市一身田上津部田1234番地 三重県総合文化会館 大会議室

### (3) 開催次第

#### 1) 開催あいさつ

三重県環境生活部次長、三重県男女共同参画センターフレンテみえ所長

#### 2) 女性に対する暴力防止セミナー

性と性暴力 ～子どもへの関わり方を実践で学ぶ～

講師：森田 ゆり氏（エンパワーメント・センター主宰）

## 4. 実施の成果

セミナー修了後、参加者（高等学校教諭）から、「よりこ」について生徒に周知したい旨の相談を受けたことから、三重県で実施している出前講座を紹介したところ、学校での開催を検討したい旨の申し出があり、「よりこ」へ繋がる体制を構築できた。

## 5. 実施後の課題（現状）

学校関係者や医療関係者、他の相談機関等子どもと接する機会の多い方が参加していたことで、子どもを取り巻く、性暴力被害の現状と接し方等について学び、会場内で「よりこ」について周知を図ることができたことから、継続して研修会等を開催して理解を深めていく必要がある。

## 三重県：相談員の対応力向上のための講座の受講①（相談支援機能の拡充・強化）

### 1. 実施前の課題

三重県では平成27年6月に「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」（以下、「よりこ」という）を開設し1年が経過した。この1年間で受理した相談、付添支援などを通して判明した相談員に必要とされる技能を習得するために、各種関係団体が行っている講座を相談員が受講することで、今後の「よりこ」による各種支援活動の資質を向上させ、相談等を必要とする被害者の心理的等の負担軽減を図る必要がある。

### 2. 実施による成果目標

相談員に相談等技能を習得させて資質を向上させることで、「よりこ」への信頼を向上させ、性暴力等の被害に遭われた方が安心して相談できる体制を構築する。

### 3. 実施結果

(1) 開催日、参加人数

9月17日（土）18日（日） 参加者1名

(2) 実施場所

東京都大田区 大田区産業プラザ Pi0

(3) 講座内容

講義「性暴力について」

講師：中島 幸子（NPO法人レジリエンス）

DV・性暴力被害の当事者である講師による、体験談等を踏まえた「解離」という症状、トラウマが体に影響するなどの講話。「解離している人」を扱う場合、支援者として“理解”と“想像力”が必要であり、その他、「人間の価値ということ」や「本当の謝り」ということについて学んだ。

「性的虐待の時効問題～釧路性的虐待訴訟からみえてきたもの～」

講師：寺町 東子（弁護士・社会福祉士）

講師が弁護団の一員として携わった幼少時の性的虐待事件に関して、数少ない勝訴事例として、その勝因について学び、相談受理時や支援時に必要とされることについて考察できた。

「性虐待サバイバーへのカウンセリングアプローチ～臨床的介入（1）」

講師：ダリッシュ・スコブロインスキー博士（心理学者）

- ・ 「暴力」は加害者が選択した行為で、「被害者の落ち度ではない」ということ、生き延びるための「同調」については、被害者は自責の念を抱きやすいが、支援者がプロセスを聴き取り、「同意した訳ではない」ということを伝える必要がある。
- ・ 性暴力の特徴について、心理学の面からサバイバーの抱える症状
- ・ 性にまつわる問題と症状や「性的行動化」、「異文化間性虐待」、性虐待を受けた男性、女性の

臨床的症狀などについて

- ・ 子どもの時の性虐待の治療については、“つらい経験を話す”というナラティブ（物語）なアプローチが大切であり、セラピーで目指すところは“世界はまあまあ安全だ”と思えるところまでもっていく
- ・ その他、トラウマ焦点化認知行動療法（TF-CBT）、認知行動療法の長所と短所、サバイバーのカウンセリングで扱われるテーマ、エクセサイズ、カウンセラーのセルフケアについて説明があり、エクセサイズは体験型で実施し、内容について理解を深めることができた。

#### （４）参加相談員の感想等

さまざまな視点からの知識を得ることが出来、性暴力・性虐待について理解を深めることが出来た。被害者の置かれている立場やこれからのかかわり方など自分にとっての課題も見つけることが出来た。

### 4. 実施の成果

性暴力被害者からの相談や支援に関する知識や考え方を取得する講義内容となっており、性犯罪被害者の大多数を占める女性相談者への支援活動に、大いに活用できる技能を習得することができた。

また、他県の支援者等と意見交換を交わし、実際の事例からの好事例や反省点について共有でき、今後の同種の相談を受けた際の支援に生かすことが期待できる。

当該講座によって習得した、被害者の症状を常に観察して、その時に必要な対応や話し方について講座で習得・理解した技術を活用することにより、今まで以上に被害者等の立場に寄り添った支援活動が期待できる。

### 5. 実施後の課題（現状）

習得した技能や情報を他の相談員と共有して、支援内容の資質向上を図る。今回受講した内容は基礎であることから、他の面接技法や具体的な実践例を学び常に性暴力被害支援について研鑽していくことが必要である。

## 三重県：相談員の対応力向上のための講座の受講②（相談支援機能の拡充・強化）

### 1. 実施前の課題

三重県では平成27年6月に「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」（以下、「よりこ」という）を開設し1年が経過した。この1年間で受理した相談、付添支援などを通して判明した相談員に必要とされる技能を習得するために、各種関係団体が行っている講座を相談員が受講することで、今後の「よりこ」による各種支援活動の質を向上させ、相談等を必要とする被害者の心理的等の負担軽減を図る必要がある。

### 2. 実施による成果目標

相談員に相談等技能を習得させて資質を向上させることで、「よりこ」への信頼を向上させ、性暴力

等の被害に遭われた方が安心して相談できる体制を構築する。

### 3. 実施結果

#### ○ 開催日、参加人数

##### (1) 第Ⅰ期

7月16日(土) 10:00～7月17日(日) 17:00の2日間

参加者約110名(三重県からは1名)

##### (2) 第Ⅱ期

11月5日(土) 10:00～11月6日(日) 17:00の2日間

参加者約100名(三重県からは2名)

#### ○ 実施場所

東京有明医療大学

#### ○ 講座内容

##### (1) 第Ⅰ期

###### ・第1日

ワーク「多様化社会とは」

講義「被害者支援にどう取り組むか」

講義「女性への暴力と社会構造①総論」

講義「女性への暴力被害相談基本的な考え方と実際」

###### ・第2日

講義「行政の各援助制度の基本的な活用」

講義「リプロダクティブ・ライツ①わたしのからだは、わたし自身のもの」

講義「女性の貧困とその背景」

講義「当事者支援者として伝えること」

##### (2) 第Ⅱ期

###### ・第1日

講義「リプロダクティブ・ライツ②歴史の中の女性のからだと性」

講義「相談・支援の現場に必要な法的知識」

講義「性暴力被害と支援」

講義「女性への暴力と社会構造②性暴力」

###### ・第2日

講義「DV/暴力を体験するということ」

講義「記録の取り方」

ワーク「支援の場の再現と再体験」

#### ○ 参加相談員の感想等

##### (1) 第Ⅰ期

- ・ 講座を受け、日本社会の歴史や背景から、他人を思い通りに力で支配することが多いと知り、男性優位の社会が根強いことを学ぶことができた。

- ・ 支援者自身が自分の身体（子宮）のしくみを知っていないのは、ダメだと指摘され、SEXについて恥ずかしながら語れる環境を持たないといけないことを学ぶことができた。

#### (2) 第Ⅱ期

- ・ 8つの講座を通じて、支援者に必要な知識（女性のからだと性についての歴史的な認識や現場に必要な法的知識、性暴力被害者の心理と必要なサポート、刑法の改正に向けた動き、記録の残し方など）を学び、「支援の場の再現と再体験」のワークでは、支援現場において支援者が理解できなかった被害者の心理・行動に焦点を当て、その情報を共有し、場面を再現する内容のロールプレイを行い、実践的な支援手法等について学ぶことができた。

### 4. 実施の成果

- ・ 性暴力被害当事者の心理について学びを深めたことにより、支援活動において被害者へ配慮すべき言葉かけや同行支援時の言動などに配慮する技能を高めることができた。
- ・ 「支援の場の再現と再体験」のワークにより、支援現場で支援者が理解できなかった被害者の心理・行動（多くは対応に苦慮する事例など）とその対応事例を、他の相談員と共有したことにより、今後の支援に関して、実務的な対応の幅を拡げることができた。

### 5. 実施後の課題（現状）

習得した技能や情報を他の相談員と共有して、支援内容の資質向上を図る。今後も継続して様々な研修等を受講して組織で共有することで、相談員の相談技能や支援活動の質の向上を図る。

## 三重県：映画館におけるサンプリングによる広報、性犯罪被害者等への対応方法等に関する 出前講座、広報用ティッシュを活用した幅広い広報（広報啓発の推進・強化）

### 1. 実施前の課題

三重県では平成27年6月に「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」（以下、「よりこ」という）を開設して1年が経過し、様々な広報媒体を活用して「よりこ」の必要性や支援活動等を紹介した結果、当初の予想を上回る相談件数に対応するなど、一定の効果はあった。一方、相談の多くが被害後から相当の期間を経ているものが多いなど、引き続き、「よりこ」の活動等の周知を図り、県民誰もが被害者に対して「よりこ」へ繋げる体制を整える必要がある。

### 2. 実施による成果目標

県内の幅広い方に対して「よりこ」の認知度の向上及び性暴力被害者支援意識の醸成を図る。

### 3. 実施結果

#### (1) 映画館におけるサンプリング

11月26日（伊賀会場のみ11月19日）から配布物がなくなるまでの間、県内の7映画館において、来場者（一般チケット、女性）がチケットを購入時、または入場時に、映画館スタッフが「よりこ」

の広報用カードを直接手渡しして配布した。(7会場、各2,000部)

## (2) 出前講座

県庁職員が、依頼のあった団体の開催する会議等の会場へ赴き、リーフレット等を配布して「よりこ」の重要性・必要性・活動内容等の説明を行って周知を図った。(7回実施、リーフレット作成部数1,000部)

## (3) 広報用ポケットティッシュ

モデル事業実施期間中において、県、警察、犯罪被害者等早期援助団体、その他協力団体等が実施するイベント等の24会場において、「よりこ」の広報用配布物を配布し、年齢層、性別等について偏りのない広報を実施した。

様々な方が気安く受け取れるように、広報用配布物についてはポケットティッシュを選択し、八つ折り加工したA4両面カラー印刷のチラシをポケットに挟み込んだ。(作成数15,000個)



## 4. 実施の成果

被害者となり得やすい女性や若年層への周知のほか、それ以外の層に対しても広く広報することができた。

## 5. 実施後の課題(現状)

映画館におけるサンプリングで、啓発物を受け取った女性の同行男性から、(自分を加害者扱いされたみたいで) 気分を悪くした旨の声が寄せられるなど、一部では認知不足からくると思われる意見が散見されたものの、「よりこ」設置の趣旨を踏まえて県の事業である旨の説明を添えたところ、その後同種意見はなかった。このことから、性暴力被害支援について無関心、無理解な方や男性等の層に対しても、必要性や重要性を発信して理解を得る必要がある。